

授 業 科目名	行政法総論 I	選 択	開講年次	2	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブ タイトル	行政法総論につき行政救済法を除く前半部分	担当者	鶴尾 和憲			
講義概要	<p>【概要】行政をめぐる事象の法的検討に必要な行政法理論の基礎を体系的に修得してもらうことを目標とする。その際、判例や具体的事例を素材とし、難解な議論に陥ることのないよう、特に留意する。行政法総論の前半部分が本講の対象です（後半は行政法総論Ⅱ）。</p> <p>【到達目標】行政法は役人だけが習熟していればよいというルールではなく、私達の生活に密接に関連しているということを理解することができる。私人間の法関係との違いを理解することができる。</p>					
履修条件	憲法概論、行政法概論、民法概論を受講していることを前提として、講義を進める。					
教科書・ 参考書	<p>【教科書】 畠山武道・下井康史編『はじめての行政法』（三省堂、2009）</p> <p>【参考書】 櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第2版〕』（弘文堂、2009）</p> <p>小早川光郎、宇賀克也、交告尚史編『行政判例百選Ⅰ（第5版）』（有斐閣、2006）</p> <p>小早川光郎、宇賀克也、交告尚史編『行政判例百選Ⅱ（第5版）』（有斐閣、2006）</p>					
授業回数	内容					
1	はじめに					
2	行政法とは何か					
3	行政上の法律関係（1）					
4	行政上の法律関係（2）					
5	行政活動の主体と組織					
6	国の行政組織と地方の行政組織					
7	法律による行政の原理					
8	行政法の一般原則					
9	行政立法					
10	行政行為（1）					
11	行政行為（2）					
12	行政行為（3）					
13	行政行為（4）					
14	行政行為（5）					
15	小括 行政法と私たちの生活					
評価方法	試験およびレポートによって判断します。講義中の私語、携帯電話の使用など受講態度の極めて悪い者には、厳しく対処します。					
評価基準	行政法で使用される用語の意味を理解すること（C評価）。行政法の特徴について理解すること（B評価）。行政法の役割について文章で説明ができること（A評価）。上記に満たない者については程度によってD、E評価とする。					
その他	基本的に講義形式で行います。講義にはあらかじめテキストの該当部分や判例を読んできてください。なお、授業では、レジュメを用意します。					